

# 赤外線建物診断技能師<sup>※</sup>による 赤外線建物診断調査

※赤外線建物診断技能師とは、厚生労働省認可の第三者機関による赤外線建物診断資格になります。

基準法第12条に基づく定期報告制度の見直しが行われ、建築基準法施行規則の一部改正と国土交通省告示が2008年4月1日に施行されました。

改正前

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査して異常があった場合は、**建築物の所有者等**に対して精密調査の実施を**注意喚起**

改正後

手の届く範囲を打診、その他を目視で調査して異常があった場合、及び、外壁改修等から10年を経たから最初の調査の際には、**全面打診等による調査の実施が義務化**



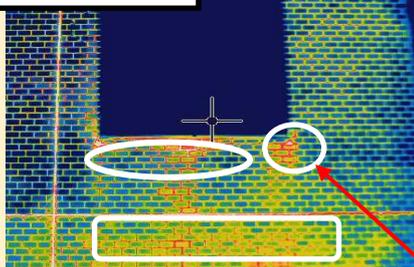
## 『建物診断は赤外線法がおすすめです！』

建物診断では、打診等による調査が規則で定められていますが、高コストや作業期間の長期化が課題となっています。

そこで赤外線カメラによる調査がおすすめです。（赤外線カメラを用いた建物の劣化調査は、**国土交通省診断指針**に**赤外線法**として認められています。）

当社では、非破壊調査分野での幅広い知識と豊富な経験によって、早く、安く、正確な建物診断を行うことができます。

赤外線画像



可視画像



浮き  
空洞等の異常が視覚化できます

## 赤外線診断のメリット

メリット1  
**安い**

RC造3階建て、延べ床面積450㎡程度の外壁診断の場合、足場を使った全面打診法は100万円を超えることもありますが、赤外線法であれば**30万円程度**の費用で調査が可能となります。

メリット2  
**早い**

全面打診は足場を組み調査を行うため、現場作業時間がかかります。赤外線法は特殊カメラを用いた撮影調査ですので、天候や現場条件にも左右されませんが、**調査期間はおよそ1日**で対応することが可能です。

メリット3  
**正確**

全面打診は作業員の個々の判断に差が生じやすいですが、赤外線法では画像として記録でき、複数の技術者で解析チェックを行うことで、**より正確な診断**を行うことができます。

作業フロー

事前  
打ち合わせ

現地撮影

画像  
解析・診断

報告書作成



株式会社環境防災

〒770-0046 徳島県徳島市鮎喰町一丁目57  
TEL:088-632-0113 / FAX:088-631-5438  
☎ 0120-320-113 (総務)  
https://kankyobousai.jp  
E-mail info@kan-bou.jp

担当部署  
防災事業部 調査グループ  
コンクリート試験係